

安全衛生法令関係の各種報告様式が厚生労働省のホームページから印刷できるようになりました。

労働安全衛生法令関係の報告様式である「定期健康診断結果報告書」、「労働者死傷病報告」等のOCIR様式について、厚生労働省のホームページから印刷したものを使用できるようになりました。（ホームページから印刷した報告様式を「黒枠帳票」と言います。）

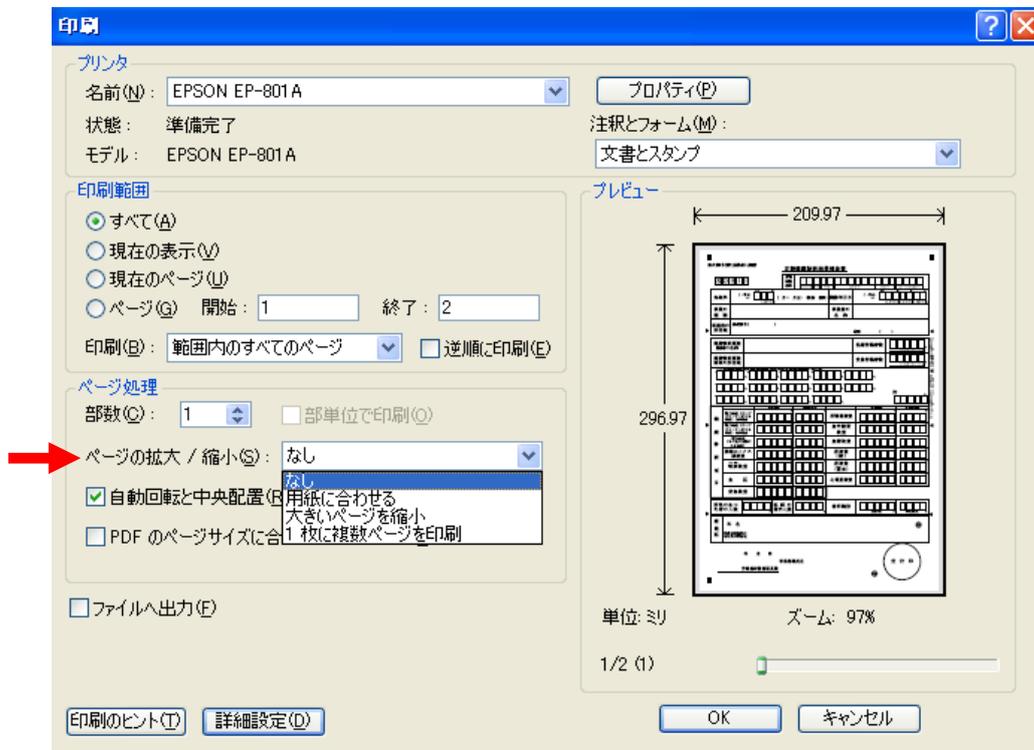
黒枠帳票の対象となる様式は以下のとおりです。

- ※労働者死傷病報告（休業4日以上）（OCIR様式）
- ※各種健康診断結果報告書（OCIR様式）
- ※免許申請書関係（OCIR様式）
- ※総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告（OCIR様式）
- ※労働安全衛生規則関係のうち有害物ばく露作業報告書（OCIR様式）

※ 黒枠帳票は機械による読み取り処理を行うため、印刷にあたってはA4サイズの白色度80%以上の紙を使用し、これ以外の紙は使用しないでください。感熱紙などの加工紙や、裏面を利用したものは利用できません。次のページの「黒枠帳票の印刷方法」に従って印刷してください。

- ・ 次の法令関係の報告様式については帳票による報告の対象にはなっていませんが、同じ厚生労働省のホームページから様式をダウンロードすることができます。
 - ・ 労働安全衛生規則関係
 - ・ ボイラー及び圧力容器安全規則関係
 - ・ クレーン等安全規則関係
 - ・ ゴンドラ安全規則関係
 - ・ 有機溶剤中毒予防規則関係
 - ・ 鉛中毒予防規則関係
 - ・ 四アルキル鉛中毒予防規則関係
 - ・ 特定化学物質等障害予防規則関係
 - ・ 高気圧作業安全衛生規則関係
 - ・ 電離放射線障害防止規則関係
 - ・ 粉じん障害防止規則関係
 - ・ 石綿障害予防規則関係
 - ・ 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令関係
 - ・ 機械等検定規則関係
 - ・ 作業環境測定法施行規則関係
 - ・ じん肺法施行規則関係

7 印刷条件を「ページの拡大・縮小しない」条件で印刷します。



ここをクリックすると厚生労働省の報告様式へリンクします。